

一般事業主行動計画

株式会社 徳山建設

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年 9月 1日～ 令和10年 3月 31日
までの 5年6ヵ月間

2. 内容

目標1： 令和5年4月までに、所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。

<対策>

- 令和5年1月～ 所定外労働の現状を把握
- 令和5年2月～ 社内検討委員会での検討を開始し、月に1回のノー残業デーを開始する。ノー残業デーについては、事務所カレンダーで社員への周知を行う。

目標2： 令和5年4月までに、年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間6日以上とする。

<対策>

- 令和5年1月～年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 令和5年2月～ 社内検討委員会での検討開始
- 令和5年3月～ 有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組の開始